

国民の保護に関する業務計画

平成19年3月

一般社団法人 大分県バス協会

1. 総則	
第1節 計画の目的	1
第2節 基本方針	1
(1) 関係機関との連携の確保	1
(2) 国民保護措置の実施に関する自主的判断	1
(3) 安全の確保	1
(4) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	1
(5) 対策本部長の総合調整等	1
第2章 平素からの備え	
第1節 活動体制の整備	2
1. 情報収集及び連絡体制の整備	2
2. 特殊標章の適切な管理	2
第2節 関係機関との連携	2
第3節 旅客等への情報提供の備え	2
第4節 運送に関する備え	2
第5節 訓練の実施	2
第3章 武力攻撃事態等への対処	
第1節 武力攻撃事態等対策本部等への対応	2
第2節 活動体制の確立	3
1. 国民保護対策を統括する組織の設置	3
2. 緊急参集の実施	3
第3節 安全の確保	3
第4節 関係機関との連携	3
第5節 運送の実施	3
1. 避難住民の運送	3
2. 運送の維持	3
第6節 安否情報の収集	4
第4章 緊急対処事態への対処	
第1節 緊急対処事態体制を統括する組織の設置	4
第2節 緊急対処保護措置の実施	4
第5章 計画の適切な見直し	4

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第2項及び第182条第2項の規定に基づき、一般社団法人大分県バス協会（以下「協会」という。）の業務に係る武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 基本方針

1. 武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）、大分県国民保護計画（以下「県計画」という。）及びこの計画に基づき、協会加盟会員事業者の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、その業務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。
2. 国民保護措置の実施にあたっては、国民保護法その他の法令、「国民の保護に関する基本指針」及び県計画及びこの計画に基づき、当協会の業務に係る法令等で定められた範囲内で、自らの業務に係る国民保護措置を実施するものとし、次の点に留意する。
 - (1) 関係機関との連携の確保
国、大分県（以下「県」という）、関係市町村及びその他関係機関との連携体制について平素から整備に努める。
 - (2) 国民保護措置の実施に関する自主的判断
国民保護措置を実施するにあたっての実施方法等については、国及び県、関係市町村、及びその他関係機関から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して当協会が自主的に判断する。
 - (3) 安全の確保
国民保護措置の実施にあたっては、国、県、関係市町村の協力を得つつ、乗客、当協会関係職員、その他の協会の実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。
 - (4) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
 - ① 国民保護措置の実施にあたっては、高齢者、障がい者等に対する配慮を行う。
 - ② 特殊標章の使用等に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。
 - (5) 県対策本部長の総合調整等
 - ① 大分県国民保護対策本部長（以下「県対策本部長」という。）による総合調整が行われた場合には、その結果に基づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努めるものとする。又、その際には協会も安全確保の状況等につき、必要に応じて意見を述べ

るものとする。

- ② 大分県知事（以下「県知事」という。）より避難住民の運送等に関し指示が行われた場合には、国民保護法に基づき所要の措置を的確かつ迅速に実施する。

第2章 平素からの備え

第1節 活動体制の整備

1. 情報収集及び連絡体制の整備・

協会は、武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集・集約できるよう関係機関と連絡を密にするほか、協会加盟会員事業者との連絡網、連絡手段、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定めておくものとする。

2. 特殊標章の適切な管理

県知事があらかじめ特殊標章等の使用の許可を行う場合であって、あらかじめ県知事より特殊標章等の使用の許可を受けておく必要がある場合には、県知事に対して申請を行い、適切に管理を行う。

第2節 関係機関との連携

平素から関係省庁、県、関係市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定公共機関等」という。）との間で、国民保護措置の実施における連絡体制の整備に努める。

第3節 旅客等への情報提供の備え

情報提供の体制の整備に当たっては、高齢者、障がい者、外国人その他の情報伝達に際して援護を要する者に対しても、情報を伝達できるよう努める。

第4節 運送に関する備え

1. 協会は、協会加盟会員事業者が擁する運転者、車両種別、輸送能力等総合的な輸送力、輸送施設について把握しておくものとする。
2. 武力攻撃事態等発生時に人員、物資の緊急運送が円滑に実施されるよう、国や県、関係市町村と連携しつつ、これら緊急輸送に関わる実施体制の整備、異なる輸送モードを含めた他の指定公共機関等との協力体制の構築に努める。

第5節 訓練の実施

平素より、的確な国民保護措置の実施が可能となるよう、協会内における訓練の実施や国又は県、関係市町村等が実施する国民保護措置についての訓練への参加に努める。また、訓練の実施に当たっては、実践的な訓練となるよう努める。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 武力攻撃事態等対策本部等への対応

県対策本部の設置について連絡を受けたときは、警報の通知に準じて、協会加盟事業者に迅速にその旨を周知する。（大分県バス協会バスジャック等非常事態緊急連絡・応援体制を運用。）

第2節 活動体制の確立

1. 国民保護対象を統括する組織の設置

- (1) 県対策本部が設置された場合には、必要に応じて、国民保護に関する対策を統括する組織（以下「協会対策本部」という。）を設置する。
- (2) 当該組織は、協会内における国民保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び協会での共有、広報ならびにその他必要な総括業務を統括する。
- (3) 当該組織を設置したときは、県対策本部に連絡を行う。
- (4) この計画に定めるもののほか、当該組織の管理・運営に関する事項については、別に定めるところとする。

2. 緊急参集の実施

国民保護措置を的確かつ迅速にするため、別に定めるところにより、必要に応じ、協会加盟会員事業者から必要な要員を緊急参集を行う。

第3節 安全の確保

1. 国民保護措置を実施するに当たっては、その内容に応じ、県又は関係市町村から武力攻撃の状況その他必要な安全に関する情報の提供を受けるほか、緊急時の連絡の体制及び応援の体制の確立等の支援を受けるものとし、これらを活用し、協会会員事業者の実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分配慮する。
2. 国民保護措置を実施するに当たって、国民保護法第158条第1項に基づく特殊標章及び身分証明書を使用する場合には、県知事の許可に基づき適切に使用する。

第4節 関係機関との連携

県対策本部及び関係市町村対策本部、指定公共機関など関係機関と緊密に連携し、的確な国民保護措置の実施に努める。

第5節 運送の実施

1. 避難住民の運送

- (1) 県又は関係市町村より避難住民の運送の求めがあった場合には、正当な理由がない限り、これらの運送を的確かつ迅速に行う。
- (2) 避難住民の運送の実施に当たっては、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域や、武力攻撃が予測される地域などの範囲を勘案し、安全が確保されている地域の業務であることを前提に、当該運送の求め等を行った者より提供される安全に関する情報等に基づき、当該運送に従事する者に危険が及ぶことがないよう安全の確保に十分に配慮するものとする。また、運行環境によっては、現場で運送を実施する責任者が判断して安全確保のため必要な措置を講ずる。

2. 運送の維持

- (1) 同一場所で避難住民の運送を行う場合には、事業者間で相互協力して円滑な実施に努めるものとする。

- (2) 運行に障害が生じた場合には、必要に応じ、県など関係機関に当該障害について連絡を行うとともに、県など関係機関の協力を得つつ、協会会員事業者間あるいは他の指定公共機関等と連携し、代替輸送の確保に努める。

第6節 安否情報の収集

地方公共団体が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、業務の範囲内で、照会に応じて安否情報の提供を行うなど、地方公共団体の行う安否情報の収集に協力するよう努める。

第4章 緊急処理事態への対処

第1節 緊急処理事態対策を統括する組織の設備

1. 県緊急処理事態対策本部が設置された場合は、必要に応じて、緊急処理事態に関する対策を統括する組織を設置する。(大分県バス協会緊急処理事態対策本部等)
2. 当該組織は、協会における緊急対処保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び協会内での共有、広報その他必要な業務の総括を実施する。
3. 当該組織は、緊急処理事態の状況に応じ、その事務を処理するための体制を強化する。
4. 当該組織を設置した時は、県緊急処理事態対策本部にその旨を連絡する。
5. この計画に定めるもののほか、当該組織の運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

第2節 緊急対処保護措置の実施

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、この計画の第1章から第2章までの定める国民保護措置の実施に関する基本方針及び第3章に定める国民保護措置等に準じた措置を実施する。

第5章 計画の適切な見直し

1. 適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、自主的にこれを変更するものとし、変更を行った際には、軽微な変更である場合を除き、県知事に報告を行う。
また、県及び関係市町村に通知するとともに、インターネットホームページなどの広報媒体を利用して公表を行うよう努める。
2. この計画の変更に当たっては、変更内容の重要性を考慮のうえ、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか、広く関係者の意見を求めるよう努める。
3. この計画を変更するため必要があると認めるときは、県知事及び関係市町村長、指定地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供等、必要な協力を求める。

平成19年3月 作成

平成25年3月 一般社団法人化のため名称を変更